

# 第 6 0 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 3 月 1 9 日 (金)

午前 1 0 時

と ころ 第 2 委 員 会 室

## 付 議 事 項

### 1 3 月 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

#### (1) 追 加 議 案 に つ い て

- ・ 議案第 4 0 号 令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補  
正予算 (第 1 回) に つ い て (公 営)

#### (2) 山陽小野田市議会基本条例について・・・資料 1

#### (3) 議案第 3 3 号の訂正について・・・資料 2

#### (4) 議事日程変更案について・・・資料 3

### 2 陳 情 書 (陳 情 等 に よ る 参 考 人 の 発 言 の 責 任 の 所 在 等 に 関 わ る 陳 情 書)

・・・資料 4

### 3 抗 議 文 に つ い て (山 田 伸 幸 議 員 の 不 穩 当 発 言 の 取 り 消 し)

### 4 そ の 他

全 員 協 議 会 の 開 催 日 3 月 2 3 日 (火) 午 前 9 時 議 運 決 定 事 項

## 議員提出議案第 号

山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 矢 田 松 夫  
賛成者 山陽小野田市議会議員 長谷川 知 司  
〃 山陽小野田市議会議員 伊 場 勇  
〃 山陽小野田市議会議員 河 野 朋 子  
〃 山陽小野田市議会議員 高 松 秀 樹

## 山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 議会事務局等の体制整備（第31条・第32条）」を「第8章 体制整備（第31条—第33条）」に、「第33条・第34条」を「第34条・第35条」に、「第10章 補則（第35条）」を「第10章 補則（第36条）」に改める。

第35条を第36条とする。

第34条第1項中「この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに」を「一般選挙を経た任期開始の日から起算して2年経過したときは、速やかに議会運営委員会において、この条例の目的が達せられているかどうかについて」に改め、同条第3項中「任期開始後速やかに、この条例の」を「任期開始の日後速やかに、及びその日から2年を経過する日前にそれぞれ、この条例に関する」に改め、第9章中同条を第35条とする。

第33条を第34条とする。

「第 8 章 議会事務局等の体制整備」を「第 8 章 体制整備」に改める。

第 8 章中第 3 2 条を第 3 3 条とし、第 3 1 条を第 3 2 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(危機対応)

第 3 1 条 議会は、災害等緊急事態が発生し、又は発生するおそれが高いときは、危機対応組織を設置して、その影響を最小限にとどめるとともに、被害の迅速な回復を図るよう努めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p><u>第8章 体制整備 (第31条—第33条)</u></p> <p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続 (<u>第34条・第35条</u>)</p> <p><u>第10章 補則 (第36条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第8章 体制整備</u> <u>(危機対応)</u></p> <p><u>第31条 議会は、災害等緊急事態が発生し、又は発生するおそれが高いときは、危機対応組織を設置して、その影響を最小限にとどめるとともに、被害の迅速な回復を図るよう努めます。</u></p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第7章 (略)</p> <p><u>第8章 議会事務局等の体制整備 (第31条・第32条)</u></p> <p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続 (<u>第33条・第34条</u>)</p> <p><u>第10章 補則 (第35条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第8章 議会事務局等の体制整備</u></p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p>

<p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(条例の見直し等)</p> <p><u>第35条</u> 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始の日から起算して2年経過したときは、速やかに議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証</u>します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始の日後速やかに、及びその日から2年を経過する日前にそれぞれ、この条例に関する研修を行います。</u></p> <p>第10章 補則</p> <p><u>第36条</u> (略)</p>	<p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>(条例の見直し等)</p> <p><u>第34条</u> 議会は、<u>この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証</u>します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。</u></p> <p>第10章 補則</p> <p><u>第35条</u> (略)</p>
---	--

## 議案説明

ただいま上程されました議案1件について御説明いたします。

議員提出議案第 号は、山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、議会運営委員会において昨年から行ってきた本条例の検証の結果を踏まえ、行うものであります。

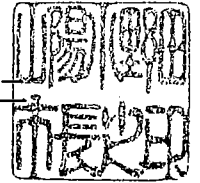
改正の内容は、災害等緊急事態が発生し、又は発生する恐れが高いときの議会の対応として、危機対応組織を設置し、対処に努める旨の規定を加えるとともに、本条例の検証時期を現行の2年ごとから、4年の任期中において1回とする一方、本条例に関する議員研修を現行の1回から2回に増やすことで、効率的・効果的な検証並びに任期中における議会活動及び議員活動の一層の充実強化を図れるようにするものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

山 総 第 4 6 2 7 号  
 令和 3 年 (2021 年) 3 月 1 2 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



事件の訂正の請求について

令和 3 年 2 月 2 2 日に提出した議案第 3 3 号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、下記のとおり訂正したいので、山陽小野田市議会会議規則第 1 8 条の規定により請求します。

記

1 訂正の理由及び内容

別表第 1 8 の 6 の項備考 2 中の改正において誤りがあったため訂正するものです。

訂正後	訂正前
<p>2 アに係る申請書に、<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>が作成した当該申請に係る法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>2 アに係る申請書に、<u>登録建築物調査機関</u>が作成した当該申請に係る法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>



## 令和 3 年第 1 回（3 月）定例会議事日程変更案

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
3	20	土		休 会	・春分の日
3	21	日		休 会	
3	22	月		休 会	・議事整理日
3	23	火	午前9時30分	本会議	・ <u>議案第33号の訂正について</u> ・ <u>令和3年度関係議案1件を上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</u>
			午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（新年度）
			委員会終了後	委員会	・産業建設常任委員会
3	24	水		休 会	・議事整理日
3	25	木	午前10時	本会議	・付託案件（議案第19号）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・付託案件（議案第19号を除く）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・ <u>議員提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</u> ・閉会中の調査事項について



令和3年3月12日

山陽小野田市議会  
議長 小野 泰 様

大字小野田 3929 C-202

樋口晋也

## 陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書

山陽小野田市議会では陳情・請願ともに市内からの要請である場合に参考人の意見陳述を実施されております。このことは市民の意見を聞くという議会改革の基本を踏まえた実効性のある施策でありその労力は多大で、議員各位の日々の研鑽に敬意を表するものです。

去る令和3年2月25日の産業建設常任委員会の小野田中央青果仲買人組合 組合長 参考人の発言で、あたかも人が亡くなられた原因が特定の事業者によってそのことが起きたというような不穏当な発言がありました。しかしこのことは本人からの申し出もあり議会によって議事録からは削除されることとなりましたが、参考人からその事業者への謝罪は行われていません。このような幕引きが正当なのでしょうか。発言したものの勝ちで、その後取り消してくださいと言ったらそれで終わりというのは市民感情としては不公平感が残ります。議会が招いた責任は無いのでしょうか。そのことを「民事」の一言で片づけるのは余りにも議会は無責任ではないのでしょうか。

もちろんこのような事態は開かれた議会を推進する山陽小野田市議会だからこそ出てきた課題であると承知しておりますが、今後の議会運営を考えたときに委員長権限のみに委ねるのではなく一定のルールに基づいて議事録削除等の手続きが取られることが必要ではないのでしょうか。議会が市民による市民の誹謗中傷の場として利用されることは市議会の本意ではないと考えております。以上のことを踏まえ下記につきまして陳情いたします。

## 記

1. 議会における参考人による「不穏当発言の対処方法について明確にすること
2. 不適切な発言があった場合の上記1に関わる責任の取り方について明確にすること

以上



令和3年3月2日

山陽小野田市議会議長  
小野 泰 様

山陽小野田市大字西高泊 1198 番地 10  
Y フーズ株式会社  
代表取締役 山崎 敏彦

## 抗議文

令和3年2月22日の本会議場での山田伸幸議員の弊社に関する発言は、誹謗中傷の類で公の議会においてこのような不穏当な発言が容認されることは弊社としては看過できません。

よってここに山陽小野田市議会と山田伸幸議員に抗議するとともに下記3点を要望します。

尚、本件抗議文は令和3年3月定例会の会期内に処理されることが必要であり、3月10日の議案採決までに一定の結論が必要と考えておりますので議長に於かれましてはご配慮を賜りますようお願いいたします。

### 記

- 1、山田伸幸議員の不穏当発言の取り消し
- 2、山田伸幸議員の議場における謝罪
- 3、山田伸幸議員への処分

以上

